

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	非常勤講師（中学校授業確保） 非常勤講師（中学校授業確保）は、校長の指導のもと、三次市内の公立中学校の授業確保のため、必要な教職員数を確保する目的で設置する職です。配属先の学校長の指導のもと、定められた教科の指導を担います。
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：2人程度
申込受付期間	令和8年8月 3日（月）午前9時から 令和8年8月31日（月）午後5時まで
業 務 内 容	三次市内の中学校に勤務し、学校長の指導のもと、次に掲げる業務に従事します。 1 理科、英語のうち、いずれかの教科の授業の実施 2 週案作成等 3 その他、学校長が必要と認める業務
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和8年度に採用可能である人 2 パートタイム（概ね週15時間程度）の勤務が可能である人 3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく各相当学校の教員の相当免許状を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 (3) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（非常勤講師（中学校授業確保）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	日 時	選考日時・集合時刻は受験申込者に別途連絡
	場 所	三次市役所 6 階会議室（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約 10 分）
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合格については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合格の結果を文書で通知します。なお、電話等での合格の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を、随時採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを各学校長へ提供します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	採用日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市内の中学校
	勤 務 時 間	勤務時間は、配属された学校の時間割によります。 1 週間あたり 15 時間程度
	休 日	土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	1 時間あたり 2,790 円
	手 当 制 度	通勤手当相当費用弁償ほか
	福 利 厚 生	災害補償等
	服 務	地方公務員法第 30 条から第 37 条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第 28 条（分限）及び第 29 条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市教育委員会教育部学校教育課教育指導係（市役所本館 5 階） TEL 0824-62-6187 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日の 9:00～17:00（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。